

公益財団法人並河靖之有線七宝記念財団

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人並河靖之有線七宝記念財団（以下『この法人』という）の定款第13条及び第27条の規定に基づき、役員等の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費を言う。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員等は、無報酬とする。ただし、事務職員等を兼務する理事は就業規程による給与を支給するものとする。

(費用)

第4条 この法人は、役員等が本財団の役員会に出席するに当たって、別表に定める該当定額の交通費を支給するものとする。

- 2 役員等が役員会以外の用務で出張するに当たって、交通費及び宿泊費の実費を支給するものとする。

改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益財団法人並河靖之有線七宝記念財団の設立の登記の日から施行する。

第4条第1項別表

役員等の住所地域	交 通 費 (旅行雑費を含む)
京 都 市 内	3,000円
京都府下（左京区大原、 伏見区、右京区嵯峨を含 む）	5,000円
大 阪 市 近 郊	5,000円
他 府 県	実費交通費

*旅行雑費は電話代、食事代等をいう。